

# 組合速報コロナ

## 第7報/速報版

2020年4月20日(月) 10時  
静岡県消防設備保守点検業  
協同組合(理事長 西川和宏)

### 組合員及び組合関係各位

- 1 全国に緊急事態宣言 4/16 発令
- 2 感染者数・死亡者数 (4/19・日)
- 3 経過 (追加・4/13月～4/19日)

内閣官房、厚生労働省、静岡労働局、静岡県、静岡市、浜松市ホームページ等が参考になります。

静岡県内の情報は、静岡県HPから探すことができます！

<http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19.html>

### 1 緊急事態宣言の対象が全国に!

#### ○ 緊急事態宣言 (4/16・木) - 政府官報・号外第50号公示 -

4月7日(火) 公示済みの「新型コロナウイルス感染症・緊急事態宣言」の対象地域が、全都道府県(全国)に拡大された。緊急事態措置の期間は、4/7～5/6=埼玉・千葉・東京・神奈川・大阪・兵庫・福岡の7都県、4/16～5/6=7都県以外の40道府県。

#### ○ 第29回・新型コロナウイルス感染症対策本部で決まったこと (4/16・木) 夜

- 1 全国民に不要不急の移動自粛を呼び掛け・・・最低で7割・極力8割の移動削減を実現
- 2 大型連休(4/27～5/6)に向け都市部から地方への移動抑制
- 3 国民一人に一律10万円の現金給付の方向で検討

(画像制作: Yahoo! JAPAN)

#### 4 基本的対処方針の変更

- ア 「特定警戒都道府県」は13都道府県・・・埼玉・千葉・東京・神奈川・大阪・兵庫・福岡+北海道・茨木・石川・岐阜・愛知・京都

#### イ 具体的な対応

不要不急の帰省・旅行を避ける、大型連休中の県外移動の法律に基づく自粛要請、観光施設等の入場制限、全国的かつ大規模なイベントの中止・延期、出勤に関する取組、法律に基づく施設の使用制限等

- ウ 知事が適切判断(出勤に関する取組、施設使用の制限)



#### ◎ 静岡県の対応・「第7回本部員会議」(4/17・金)

感染症対策専門家会議の設置、県立高校の臨時休校期間の延長、実施方針等

## 2 感染者数・死亡者数（最新 4/19・日）

- ◎ 国内の発生状況 <厚生労働省 HP・R2.4.19（日）12 時現在>  
感染者 10,361 名（うち 161 名死亡・1,159 名退院）※ 静岡県/感染者 52 名  
→ 前日からの増加数；+566 名（うち+7 名） → 静岡県/ +2 名
- 国内外の感染者・死者 <世界保健機関 HP・R2.4.19（日）12 時発表>  
感染者 2,272,372 名・死者 158,803 名 ※ 日本 10,361 名・死者 161 名  
→ 前日からの増加数；+78,872 名・+6,437 名 → 日本/ +566 名,+7 名

## 3 経過

4/7(火)に発令された緊急事態宣言(7 都県)は 4/16(木)の夜、対象地域が全国都道府県に拡大された。大型連休明けの 5/6(水)まで、国民全員が「最低 7 割・極力 8 割の人との接触削減」を実現するため、緊急事態宣言に基づく基本的対処方針を踏まえた感染拡大防止に取り組むこととなった。具体的な措置は、各都道府県知事が判断し実施する。なお、緊急経済対策の一環で実施する現金給付については「国民一人に一律 10 万円給付」の方向で検討。

- 安倍総理の記者会見・4 月 17 日(金) -

- 4.16(金) 基本的対処方針の変更（特定警戒都道府県 13 団体など）
  - **4.16(金) 緊急事態宣言（政府官報・号外第 50 号公示）対象地域 = 全国**
  - 4.11(土) 基本的対処方針の変更（繁華街の接客を伴う飲食店等関連）
  - 4.10(金) 雇用調整助成金の特例措置の追加実施，※時間外労働等改善助成金（テレワークコース・職場意識改善コース） 特例的コースの申請受付は 3/9 から
- 
- 4.10(金) 「立皇嗣の礼(4/19)」の延期決定
  - 4.10(金) 休業要請に関する国・東京都との最終調整が一致
  - **4.7(火) 緊急経済対策（事業規模で総額 108 兆円程度）決定**
  - 4.7(火) 基本的対処方針の改正（都道府県からの外出自粛要請等の協力等）
  - **4.7(火) 緊急事態宣言（政府官報・号外第 44 号公示）対象地域 = 7 都県**
- 
- 4.1(水) 第 25 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（全国全世帯に 2 枚/住所等）
  - 4.1(水) 文部科学省「新学期からの学校再開についての新たなガイドライン」策定
  - 4.1(水) 第 10 回専門家会議（ここまでの状況分析と提言）
  - **3.28(土) 政府が「基本的対処方針(改正特措法に基づく)」を決定**
- 
- **3.27(金) 全国中小企業団体中央会「中小企業組合の総会の対応について」**
  - 3.27(金) 新年度(令和 2 年度)当初予算の成立
  - 3.26(木) 東京都知事が周辺 4 県知事と共同メッセージ「外出自粛要請」
  - **3.26(木) 対策本部（改正特措法に基づく）の設置**
  - 3.26(木) G20 テレビ会議
  - **3.24(火) IOC が東京オリンピック・パラリンピックの 1 年程度の延長を承認**
  - 3.23(月) 文科省「学校再開のガイドライン」を策定
  - 3.21(土) 安倍総理が中小企業・小売業の団体関係者に雇用維持を要請
- 
- **3.20(金) 安倍総理「新学期を迎える学校再開に向け文科省が指針作成、大規模イベント等は主催者がリスクを判断して慎重な対応」**

- 3.19(木) 第8回専門家会議「これまでの方針を継続等」
- 3.18(水) 小学校休業等対応助成金、同支援金の申請受付開始
- 3.18(水) 政府が「生活不安に対応するための緊急措置」を決定
- 3.13(金) 改正特措法の成立（施行は3/14・土）

- 3.10(火) 政府が「緊急対応策-第2弾-」を決定
- 3.10(火) 安倍総理「3.19(木)を目途に、対策の効果を判断。イベント開催は、今後概ね10日間程度はこれまでの取組継続を要請する。」

- 3.06(金) PCR検査（新型コロナウイルス核酸検出）が保険適用になる
- 3.06(金) 第1回水際対策強化の実施（②3/19,③3/26,④4/1）
- 3.01(日) クルーズ船関係者の全員下船完了
- 2.28(金) 文科省が「小中高校等を3/2～春休前まで一斉臨時休校」を通知
- 2.26(水) 安倍首相が「大規模イベントの2週間自粛」を要請
- 2.25(火) 政府が「基本方針」を決定
- 2.13(木) 政府が「緊急対応策-第1弾-」を決定

- 1.30(月) 政府が対策本部を設置
- 1.28(火) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症とする政令を閣議決定
- 1.06(月) 厚生労働省が「中国武漢市の原因不明肺炎発生」を報道発表

## 【 静岡県内の発生状況等 】

01	02.28(金)	静岡市 01	21	04.07(火)	松崎町	41	04.12(日)	富士宮市 <sub>3</sub>
02	03.10(火)	袋井市/来県者	22	04.07(火)	静岡市 11	42	04.13(月)	富士宮市 <sub>4</sub>
03	03.12(木)	静岡市 02	23	04.08(水)	浜松市,4	43	04.13(月)	富士宮市 <sub>5</sub> *
04	03.28(土)	浜松市,1	24	04.08(水)	沼津市	44	04.13(月)	富士宮市 <sub>6</sub>
05	03.30(月)	静岡市 03	25	04.08(水)	清水町	45	04.13(月)	富士宮市 <sub>7</sub>
06	03.30(月)	静岡市 04	26	04.08(水)	賀茂郡	46	04.13(月)	南伊豆町
07	03.30(月)	静岡市 05	27	04.09(木)	賀茂郡	47	04.14(火)	富士市 4
08	03.30(月)	静岡市 06	28	04.09(木)	富士市 1	48	04.15(水)	静岡市 14
09	03.31(火)	富士宮市 <sub>1</sub>	29	04.08(水)	浜松市,5	49	04.17(金)	静岡市 15
10	03.31(火)	菊川市	30	04.08(水)	浜松市,6	50	04.17(金)	富士市 5
11	03.31(火)	富士宮市 <sub>2</sub>	31	04.08(水)	浜松市,7	51	04.19(日)	富士市 6
12	04.01(水)	浜松市,2	32	04.09(木)	静岡市 12	52	04.19(日)	富士市 7
13	04.01(水)	静岡市 07	33	04.10(金)	静岡市 13	「*」；東京在住者		
14	04.02(木)	長泉町 1	34	04.10(金)	南伊豆町			
15	04.03(金)	浜松市,3	35	04.10(金)	南伊豆町	資料出所；静岡県公式ホームページ 「新型コロナウイルス感染症関連情報」		
16	04.03(金)	静岡市 08	36	04.10(金)	長泉町 3			
17	04.04(土)	長泉町 2	37	04.10(金)	富士市 2			
18	04.06(月)	静岡市 09	38	04.11(土)	富士市 3			
19	04.06(月)	静岡市 10	39	04.11(土)	南伊豆町			
20	04.07(火)	榛原郡	40	04.12(日)	掛川市			

市町別； 静岡市 15, 富士宮市 7, 富士市 7, 浜松市 7, 南伊豆町 4, 賀茂郡 2, 長泉町 3,  
その他 7(袋井市/来県者 1, 菊川市 1, 榛原郡 1, 松崎町 1, 沼津市 1, 清水町 1, 掛川市 1)

## 【県の取組】

- 04.17(金) 県立高校の臨時休校期間(4/11-4/26)の延長(4/27-5/10)
- 04.17(金) 「静岡県感染症対策専門家会議」の設置
- 04.17(金) 特措法に基づく緊急事態措置に係る静岡県実施方針の決定
- 04.01(水) 「静岡県新型コロナウイルス感染症調整本部」を設置
- 03.26(木) 「大規模イベント等の開催に関する考え方」を制定
- 03.13(金) 「本県における大規模イベント等の開催に関する考え方について」を制定
- 02.21(金) 「県が主催するイベント等に関する当面の方針」を制定
- 02.17(月) 「静岡県新型コロナウイルス本部員会議」を設置 ➡ 基本方針を制定

## 【参考】

クラスター	・ 患者間の関連が認められた集団。
ロックダウン	・ 都市封鎖。
オーバーシュート	・ 爆発的な感染拡大。
ソーシャル ディスタンス	・ 人と人との距離をとること。社会的距離。
三つの密（みつ）	・ 換気の悪い「密室空間」、多数が集まる「密集場所」、間近で会話や発声をする「密接場面」。
緊急事態宣言	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国内で発生した新型インフルエンザ等が二つの条件（＝国民の生命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合、全国的かつ急速なまん延によって国民生活と経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合）を充足するとき、内閣総理大臣が特措法 32 条に基づき、事前に諮問委員会に諮り、その意見を踏まえて緊急措置を実施すべき期間（2 年を超えない期間。ただし 1 年延長可能）、区域、緊急事態の概要を定め発令するもの。緊急事態宣言の発令は、国会に報告するとともに政府官報で公示しなければならない。</li><li>・ 対象地域の都道府県知事は、住民に対し外出の自粛をはじめ感染の防止に必要な協力要請や指示等（必要な場合には医薬品等の収容も可）が実施できる。</li></ul>